

# タイ憲法裁判所による違憲判決について —法令審査を対象に—

西澤 希久男

### はじめに

2006年9月のクーデター以後、亡命したタックシン・チンナワット元首相及び彼を支持するタックシン派の国会議員を追い詰め、同派の力を弱めることに大きく寄与したのは司法界である。反タックシン派の請求に応じタックシン派に不利な判決を出すとともに、反タックシン運動における法律違反に対しては殆ど無罪判決を出した。また、保釈の場面でも、反タックシン派の者は保釈されても、タックシン派の者は保釈されないなど、露骨な「二重の基準」を採用した。軍事クーデターに対比する形で「司法クーデター」という言葉が出る所以である。

司法クーデターにおいて大きな役割を果たしたのが、憲法裁判所である。憲法裁判所の性質上「政治化」は避けて通ることは困難であるが、国会議員に関連する様々な事項について管轄を有しているのが、タックシン派の力を削ぐ上では絶好の機関であった。政治闘争における憲法裁判所の役割自身は非常に興味深い研究対象であるが、憲法裁判所は本来このような目的で設立されたわけではない。憲法が有する最高法規性から導かれる様々な機能がある。1997年憲法で憲法裁判所が設置される前においては憲法委員会の形式が採用されていた。その当時から最も古い権能として認められていたのが、法令審査権である。法案審査権となると政治闘争に巻き込まれるが、すでに公布・施行されている法律の違憲審査については、政治闘争から離れて純粋に憲法裁判所の機能を見ることができ、タイにおける憲法理論、憲法裁判所の性格、特徴を把握することができる。

そこで本稿ではその前提作業の一部として、憲法裁判所が設立された以

降審理された事件のうち、憲法裁判所により違憲と判断された事件の紹介を目的とする<sup>1)</sup>。

## 憲法裁判所における違憲判断

憲法裁判所に対して法令の違憲審査を求めるルートは現在4つある。第一に、2007年憲法211条に定められた裁判所からのものである。これは具体的に事件が係争中のものでなければならないが、職権による場合と当事者からの請求による場合がある。裁判所には、司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所が含まれる。第二は、245条に定められた国会オンブズマンによる場合である。通常、国会オンブズマンに対する申立てに対応する形で行われるが、具体的な申立てがない場合において行うことができる。第三に、257条に定められている国家人権委員会による場合である。この場合は、実際に苦情や申立てが国家人権委員会に対してなされていなければならない。最後に、憲法212条に定められた、権利・自由が侵害されている個人による場合である。この場合、上記3つの機関に対して申立てをしながらも、すべて拒絶された場合に行使できるものである。

1997年憲法の下で設置された憲法裁判所は既に述べたように2007年憲法においても踏襲された。その元で数多くの判決が出されたが、違憲判決が出されたのは全14件である。判決の構成は、まず申立人による理由説明から始まり、その後、憲法裁において受理可能かどうかを判断した後、申し立てられた争点について検討する運びとなっている。以下に各違憲判決の概要を紹介する。

### 1 憲法裁判決仏暦<sup>2)</sup> 2546年21号

本件の審理は国会オンブズマンによる申立てによって開始された。

パニンサー・パットカセーム他からの国会オンブズマンに対する申立書によれば、仏暦2505年人名法（以下1962年法と表記）12条は「夫を有

---

1) 憲法裁判所の判決又は決定については、憲法の定めにより官報に掲載することが求められている（1997年憲法267条3項、2007年憲法216条3項）。本稿で使用した判決は官報HP（<http://www.mratchakitcha.soc.go.th>）から入手した。

2) 法律上、公式文書の場合はすべて仏暦が使用される。西暦に換算するには543年を引く。

する女性は夫の氏を使用するものとする」と規定しており、これは1997年憲法に違反するとする。なぜなら、女性を差別する規定であり、男性と平等であるという女性の権利を保障した憲法とは一致せず、法の下での平等、男女平等、差別禁止等を定めている憲法30条に反するした。そこで、パニサーらは国会オンブズマンに対して、1997年憲法198条に基づいて憲法裁判所に対して審査の申し立てをするように請求した。

国会オンブズマンは、検討の結果、次のような結論に達した。すなわち、1962年法12条は法律婚をした女性に夫の氏に変更することを強制するものであり、そしてこれは妻側のみに強制するものである。これは、法律婚後の氏に関する権利と自由を剥奪するものであり、男女間において法律上の不平等を生じさせ、女性が男性と同様の権利を享受させない。また、女性にだけ氏の変更を強いており、自由に氏を選択する権利と自由が制限されているため、性及び個人の状況に基づく差別が生じさせている。これらは、法の下での平等、男女平等、差別禁止を定めた憲法30条に違反するとして、国会オンブズマンは1962年法12条の合憲性に関する問題を審理するよう憲法裁判所に申し立てた。

憲法裁判所は、国会オンブズマンからの申し立てを受理しつつ、担当大臣である内務大臣に意見を求めたところ、文書により回答があった。それは、差別にあたるか否かについて、既婚女性が旧姓を名乗ることができることの利点と欠点について述べてうえで、次のような見解を表明した。すなわち、人名法はタイ人の文化と生活方法の点から検討されており、また家族組織を強固なものとするための法律面での基準となっている。男女間の平等権については、選挙権や基礎教育を受ける権利、政府から保護を受ける権利、知る権利等の社会及び政治に関する権利であるとした。

憲法裁判所は一般的な検討事項として、憲法裁判所に受理権限があるか検討するとし、憲法198条に基づき受理することができるとした。

次に、1962年法12条が憲法30条に反するか否かについて検討することが争点となるとする。

氏の使用は個人の識別の上で国家にとって基準となる。氏の使用はすべての人に等しく認められる個人の権利であるとする。国家は、他人に損害を与えるようなある個人の氏の使用を生じさせないよう法律に従い保護する義務を今なお有し、また個人は同様に他人に影響を与えるような形で氏

の使用をする権利を行使しない義務があると考えられる。

タイにおいて氏を使用し始めたのはラーマ6世の治世からであり、仏暦2456年氏名に関する法律（以下1913年法と表記）6条によれば、既婚女性は自己の氏を使用することができた。その後、仏暦2484年人名法（以下1941年法と表記）13条は既婚女性の氏を夫のものとするとし、これは1962年法と同じ方法である。

1962年法12条の意味が、夫の氏を使用しなければならないのか、それとも夫の氏を使用する権利があるのかという点を考えてみると、1941年法の規定の仕方と比較すると、それは氏を使用しなければならないという原則に変更されている。

家族における調和と安寧のために社会的理由があるという見解には賛同できない。なぜなら、それらの者は理解、承認、賛美をお互いにすることによって生まれるとともに、1913年法以前において氏は存在しなかったもので、長い文化と生活様式に関するものではない。また、既婚女性が従前の氏を使用することは法律面で男女平等を促進するだけである。

そこで上記理由により、憲法裁判所は、人名法12条が憲法30条に反し、憲法6条によりその規定を適用できないとした。

## 2 憲法裁判決仏暦2546年24号

本件の審理は、国会オンブズマンによる申立てによって開始した。

エーノック・ウッタティヤー陸軍一等准尉及びパノム・テープシー陸軍一等准尉から国会オンブズマンへの申立てによると、県軍事裁判所が判決する権限を有しない事件については、県軍事裁判所は意見とともにかかる事件を州軍事裁判所又はバンコク軍事裁判所に移送しなければならないという仏暦2498（西暦1955）年軍事裁判所構成法19条3項とチェンライ軍事裁判所から第33州軍事裁判所へ移送した手続は、1997年憲法4条、6条、7条、28条、29条、30条、236条、246条、249条及び264条に反するとして、国会オンブズマンは憲法198条に基づいて憲法裁判所に審理を申し立てるように依頼があった。

国会オンブズマンはエーノック・ウッタティヤー陸軍一等准尉及びパノム・テープシー陸軍一等准尉からの申立てに基づき、次の様な見解を有するに至った。すなわち、憲法236条（審理参加裁判官による判決）の目的

は、判決をする裁判官は実際に審理を行った者だけに限定するものである。それは、審理を行っていない者よりも、より一層適切かつ公正な判断がなされるからである。

他方、軍事裁判所構成法 19 条 3 項は、いくつかの事件においては、審理する権限を有するが、判決をする権限を有しないため、州軍事裁判所又はバンコク軍事裁判所に移送しなければならない。これは、実際に審理を行った県裁判所が裁判官となることができず、実際に審理をしていない州軍事裁判所又はバンコク軍事裁判所が県軍事裁判所に代わり裁判官となることを意味する。これは、実際に審理をしていない裁判官に判決をする権限を認めるものであり、さらに、19 条 3 項は、不可抗力等のやむを得ない事由に限定していないので、憲法 236 条に違反する又は抵触すると考えられる。憲法 236 条については、経過規定である同 335 条 (5) により司法裁判所に対しては憲法施行日から 5 年間は適用されないが、軍事裁判所は司法裁判所ではないのでこの例外規定の適用はないとする。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、憲法 236 条は、審理において、裁判官全員の定められた定数の裁判官全員の列席を求めるとともに、審理に参加していない裁判官によって判決することは、不可抗力等のやむを得ない事由を除き、できないとする。軍事裁判所構成法 19 条 3 項は、県軍事裁判所、州軍事裁判所、バンコク軍事裁判所及び常設軍事裁判所それぞれを第 1 審裁判所と定めるが、県軍事裁判所が法律に定められた権限に基づき刑事事件を審理した場合において、もし法律の定めるところを超えて刑罰を課す際には、判決をする権限を有せず、意見を添えて、事件を州軍事裁判所又はバンコク軍事裁判所に移送しなければならない。両裁判所は審理に参加しないまま 19 条 3 項に基づき判決を下すことができる。又、同条項は、不可抗力等のやむを得ない事由についての例外規定を設けていない。

そこで、上記に基づき、憲法裁判所は、軍事裁判所構成法 19 条 3 項は憲法 236 条に違反する判断し、第 6 条に基づいて適用できないとした。

### 3 憲法裁判決仏暦 2546 年 45 号

本件の審理は、国会オンブズマンからの申立てにより開始した。

内務次官から国会オンブズマンに対する申立ての文書によると、仏暦

2538（西暦 1995）年（第 9 次）市議会議員選挙法により修正された、仏暦 2482（西暦 1939）年市議会議員選挙法 20 条（1）によると、市議会議員の被選挙権として国籍条項が有り、出生によるタイ国籍が求められているが、父が外国籍の場合には、さらに要件が加算され、これが法の下での平等、差別禁止を定めた憲法 30 条に違反するのではないかというものであった。

国会オンブズマンは検討の結果、父が外国籍の場合に要件を加重することは、憲法 30 条に違反するという意見を添えて、憲法裁判所に審理することを申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、市議会議員選挙法 20 条（1）は、タイ国籍を有するが、父が外国籍の場合、人民代表議会議員の被選挙権資格、すなわち学歴要件が加重して課される。これにより、父が外国籍の者とそうではない者との間になんら相違がないにもかかわらず、父が外国籍のタイ人が選挙に立候補するためには、単に出生タイ国籍を有する立候補者と異なる要件を備えていなければならない、これは法の下での不平等を発生させる。また加重要件については、1997 年憲法及び仏暦 2541（西暦 1998）年人民代表議会議員及び元老院議員選挙に関する憲法構成法に定められておらず、これは、憲法 30 条が禁止している血統が異なることを理由とする差別である。

そこで、上記に基づき、憲法裁判所は、仏暦 2538（西暦 1995）年（第 9 次）市議会議員選挙法により修正された、仏暦 2482（西暦 1939）年市議会議員選挙法 20 条（1）について、出生タイ国籍を要求することは憲法に反しないが、父が外国籍の者に加重要件を課すことは憲法 30 条に違反し、当該規定は憲法 6 条により適用できないと判断した。

#### 4 憲法裁判決仏暦 2547 年 15 号

本件の審理は、最高行政裁判所からの申立てにより開始した。

当初、米麴を販売していたワイヤワット・リミテッドパートナーシップが許可証に記載されている場所でしか販売できないのは、経済・事業の自由と伝統的知識の保存・進行の権利に反するとして、当該許可の取り消しと全国で販売できる新たな許可を、所管する国際物品消費税局に発行させるように中央行政裁判所に求めた。中央行政裁判所は、仏暦 2493（西暦 1950）年酒類法は憲法に反しないと判示したため、申立人は最高行政裁判

所に上告した。そこでは、酒類法 24 条は共同体の権利を定めた 46 条に反するので、憲法裁判所において 46 条に反するか否かを審理する旨を請求した。

最高行政裁判所は、酒類法 24 条及び 26 条が 1997 年憲法 46 条（共同体の権利）及び 50 条（経済・職業の自由）に反するか否かの審理を憲法裁判所に依頼するため、原告の意見を送付した。

憲法裁判所は検討の結果、次のような見解を持つに至った。すなわち、まず憲法 46 条との関係においては、現時点では、米麴に関連して、これを保存する等の特別法は出ていないので、酒類法が憲法 46 条に反しているか否かを問うことはできないとした。他方、憲法 50 条との関係では、酒類法 24 条は酒類菌に米麴を含めているが、それ自体は酒類菌の一種ではないので、その販売を禁止することは憲法 50 条 2 項に反するので、24 条は適用できない。また、26 条は 24 条に関連する規定であるので、憲法 50 条に反して適用できないとして、酒類法 24 条及び 26 条を憲法 50 条に違反するとした。

## 5 憲法裁判決仏暦 2552 年 12 号

本件の審理は、サラブリー県裁判所からの申立てによって開始した。

当初、トンワット・ゲーウワリーは、許可無く禁止時間内において店舗を営業し、食事を提供したことにより、2005 年 11 月 19 日に逮捕され、サラブリー県検察は同年 12 月 16 日に起訴した。被告人は、根拠となった革命団布告 45 号 3 条（革命団布告 252 号により改正）の目的は、犯罪者等のたまり場になることを防止することであり、食堂はそのような場所に該当しないと主張するとともに、24 時間営業の店舗が存在する現在では状況が変化しているとして、1997 年憲法 26 条（国家による権利・自由の尊重）、27 条（法律の制定、施行、解釈における権利及び自由の尊重）、28 条（権利及び自由の行使）、29 条（権利及び自由の保障）、30 条（平等、差別禁止）、36 条（移動・居住の自由）及び 50 条（経済・職業の自由）に違反すると主張した。

憲法裁判所は、送付された時は 1997 年憲法であったが、現行憲法でも同じ内容の条文があるので、該当条文に基づき判断するとして、事件を受理した。

憲法裁判所は審理の結果、次のように判断した。すなわち、革命団布告45号3条は許可を得た場合を除き1時から5時まで飲食物の販売を禁止しているが、これは2007年憲法43条（1997年憲法では50条）に定める経済活動・職業の自由及び自由で公正な競争を直接制限とする。また、仕事により当該時間に食事をする必要がある者もおり理由がなく、支持できない。許可を求めることは、自由の行使について条件や負担を設けるものであり容認できない。当該制限は、憲法43条2項に定められているような、国家又は国家経済の安定、公共事業面での人民保護、公序良俗の維持その他に何ら利益をもたらさない。国家における公序良俗維持の必要性も以前とは変化しており、現在の生活方法に適合的ではない。憲法29条で禁止されているような、過度の制限で有り、かつ自由の重要部分に関して影響を与えるものである。

そこで、上記理由により、憲法裁判所は、革命団布告45号3条は憲法29条及び43条に違反すると判断した。

## 6 憲法裁判決仏暦2555年12号

本事件は、最高裁判所からの申立てによって開始した。

ブリラム県検察が、仏暦2545（西暦2002）年直接販売直接市場法違反で、Asian James 株式会社（被告人1）及びピターン・チアウハットポン（被告人2）をブリラム県裁判所に起訴した。第1審では被告人双方を有罪とし、被告人1には罰金50万バーツ、被告人2には禁固5年を判決した。被告人双方は上訴したが、上訴審でも有罪が出たため、最高裁に上告した。上告審の最中、被告人2は同法54条は、法人が同法に基づき刑罰を受ける場合には、当該法人の役員等も同法により罰せられるとする規定するが、これは憲法30条、39条及び40条（5）に反すると主張した。すなわち、被告人1である法人が当該法律に違反していることを立証し、有罪となると、被告人2である当該法人の役員等は、検察により役員等が違法行為を行ったことを立証することなく、法律に従い当該違法行為に関して有罪となる。また、当該法は、役員等自身に自らが法人の違法行為に関わっていないことを証明させることとなり、立証責任が転換されていると主張する。当該規定は被告人2の無罪推定を受ける権利を侵害するとする。

最高裁判所は、被告人2の主張を受け、一時審理を中断し、直接販売直



接市場法 54 条が 2007 年憲法 30 条（差別禁止）、39 条 3 項（無罪推定）、40 条（5）（被告人等の保護）に違反するか否かの判断を受ける為に、憲法裁判所に意見とともに申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のように判断した。直接販売直接市場法 54 条は検察により被告人の行為や意思を何ら証明することなく、被告人の違法性を推定する効果を有する推定規定であり、また他人の違法を条件として、被告人の違法を推定し、刑事罰を受けなければならないとする。当該規定は、個人の状況を条件として、容疑者又は被告人の違法性を推定しており、被告人が訴追されている違法事項について検察が証明した事実に基づいているわけではないとする。さらに、同規定は適切な証人又は証拠がないままに、権利と自由が制限される状態である容疑者又は被告人に陥れることとなる。

そこで上記理由に基づき、憲法裁判所は、直接販売直接市場法 54 条は憲法 39 条 3 項に違反する判断した。

## 7 憲法裁判決仏暦 2555 年 15 号

本件の審理は、国会オンブズマンの申立てにより開始した。

シリミット・ブンムーンによる国会オンブズマンへの申立書によると、シリミットは判事補を志望し、身体検査を受けたが、司法裁判所裁判官委員会の受験資格保有者発表において自己の名前が存在しなかった。そこで理由を問い合わせたところ、司法裁判所事務局は、司法裁判所裁判官公務員規則法 26 条 1 項（10）に基づき、当該志望者は身体及び精神の状態が裁判官の業務に相応しくないとして、受験資格を認めなかったと回答した。

シリミットは同条に基づき自己に受験資格を認めないのは差別で有り、2007 年憲法 30 条に違反すると主張した。さらに、当該条項は 1997 年憲法に基づいて合憲判決（憲法裁判決仏暦 2545 年 12 号）が出されているが、憲法が変わり、規定が変更されているので新たに判断を求める事ができると主張した。

シリミットの申立てを受けた国会オンブズマンはシリミットの主張することを認めた上で、当該条項は裁量を広範に認めており、それが憲法 30 条で禁止している障害に基づくことを理由に一部の志望者に対して不公正を生ずる機会があるとして、当該条項が憲法 30 条に反するか否かを憲法裁判所で審理することを申し立てた。

憲法裁判所がまず検討しなければならない一般的な争点として、憲法 245 条（1）に基づいて当該事件を審理する権限があるか否かである。憲法裁判所は、かつて同条項について憲法判断をしており、仏暦 2545 年 16 号判決において、1997 年憲法 30 条に違反しないと判断している。

2007 年憲法は依然として 1997 年憲法と同様の平等原則、差別禁止原則を有しており、「障害」というカテゴリーが追加されただけである。国会オンブズマンが指摘するように、憲法 30 条 3 項において禁止されている障害を理由とした差別に関するものとして、26 条 1 項（10）が憲法に適合しているか問題があるので、憲法裁判所はまだこの点について検討していないとして判断して、審理する権限があると判断した。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、障害を理由にする差別を禁止するために、障害者を保護する重要原則を新たに 30 条 3 項に追加した理由は、障害者を通常と異なる病人で有り、保護しなければならない対象とみる「身体又は健康の状態」のカテゴリーにあるのではなく、世界レベルにおいて認められているように、障害とは、障害者が一般人と同様の生活を送ることを認めない社会的環境と障害者との間の関係から生じた結果であるとする。そして、障害者が一般人と同等の基盤を有し、一般人のような通常幸福を得るような生計を立てることができるようになるため、障害者にとって障害となるような環境を改善又は開発することに重点を置くべきであると考えられ、それゆえ憲法はいくつかの形で障害者の権利と自由を保障している。

憲法裁判決 2545 年 16 号により、司法裁判所裁判官公務員規則法 26 条 1 項（10）は合憲と判断された後、タイは障害者権利条約を批准した。この批准により、タイは当該条約に定められている責務に従って行動しなければならない。司法裁判所裁判官公務員規則法が 2007 年憲法の前に公布されていたとした上で、いくつかの条文が、憲法が一般人と同等の権利及び自由を享受できることを保障しようとする現状とは一致しておらず、同法 26 条 1 項（10）は自由裁量を必要以上に広く認めており、障害者に対する差別につながる結果をもたらさうとする。

そこで、上記理由に基づき、司法裁判所裁判官公務員規則法 26 条 1 項（10）は憲法 30 条 3 項に違反又は抵触すると判断した。

## 8 憲法裁判決仏暦 2555 年 17 号

本件の審理は、国会オンブズマンからの申立てにより開始された。

タイ女性法律家協会の申立文書によると、課税対象年度に亘って同居している夫婦からの税徴収に関する規則である、歳入法典 57 条の 3 及び 57 条の 5 は、妻の所得を夫の所得とみなした上で、夫に申告書の提出と納税の義務を課している。しかし、妻の所得種目により、妻が夫と分離して納税することができたり、夫婦共同納税の場合でも課税額が異なるなど、両規定は、婚姻後の個人の状況が異なることを理由として 2007 年憲法 30 条が禁止する差別をもたらすとともに、憲法 29 条が保障する権利及び自由を必要性無く制限しており、憲法上問題があるとしている。

国会オンブズマンはタイ女性法律家協会からの申立てを受けた後、検討した結果、次のような見解に至った。すなわち、57 条の 3 は妻の所得を夫の所得とみなし、それにより、未婚の場合のように各人が独立して納税する場合と比較して納税額が上昇する。また、57 条の 5 は、40 条（1）に定める種目の所得を有する妻のみに分離申告、分離納税を認めており、40 条（2）から（8）に該当する種目の所得を有する妻は 57 条の 5 が定める例外を利用することができず、当該夫婦は公正さを享受することができない。これは既婚女性が生業を営む上での自由を制限すると考えられる。さらに、未婚女性と 40 条（2）から（8）に該当する種目の所得を有する既婚女性の間、及び、40 条（1）の収入のみの既婚女性と 40 条（2）から（8）の収入のある既婚女性との間での差別が存在する。それは、57 条の 3 及び 57 条の 5 が妻の収入を夫の収入とみなし、夫に申告書の提出と納税について責務を負わせているのが原因である。しかし、これは過去において夫が家長であるという考え方に基づいているが、そのような考え方は変わってきており、現在、女性又は妻は自由な経済活動及び家庭における役割が大きくなっている。また、妻が分離申請を可能とする所得種目を 40 条（1）に定められているものに限定する理由はない。それゆえ、40 条（2）から（8）並びに 57 条の 3 及び 57 条の 5 は納税面における不公正さを生じ、職業に従事する自由に影響又は制限を加えるため、憲法 43 条（職業の自由）の問題となる。また同時に、憲法が保障する個人の権利・自由を不必要に制限しているため、憲法 29 条の問題となる。さらに憲法 30 条 4 項に定められているように、他人と同様の権利・自由を行使の振興又は

障害の除去のために国家が定める措置ではないので、個人の状況が異なることを理由とした差別にあたる。そこで国会オンブズマンは歳入法典 40 条 (2) から (8)、57 条の 3、57 条の 5 は、憲法 43 条、29 条及び 30 条に関して問題があると考え、憲法裁判所に対して審理を申し立てた。

憲法裁判所がまず検討しなければならない論点の一つとして、憲法裁判所は 215 条 (1) に基づき申立てを受理する権限があるか否かである。歳入法典 57 条の 3 及び 57 条の 5 に関しては、すでに判決 (憲法裁判所 2545 年 48 号) が出されているが、今回国会オンブズマンが申し立てた論点は以前の判決のものとは異なることを理由として受理できると判断した。

そして、憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、40 条 (2) から (8) を単独で検討すると、個人の経済・職業の自由に影響又は制限する項目はない。また、憲法で保障される権利及び自由の主要部分に影響を与えず、かつ個人に対する差別もないので、憲法 43 条、29 条及び 30 条に反しない。しかし、57 条の 3 は、課税対象年度に亘って同居している夫婦について、妻の収入を夫の収入とみなし、夫に申告書の提出と納税の責務を課し、それにより当該夫婦は、未婚の者と比べて多くの金額を納税しなければならない。また、57 条の 5 は、40 条 (1) に該当する種目の収入を有する既婚女性のみに分離申告、分離納税を認めている。これらから、男女間の平等を促進しておらず、また婚姻後の個人の状態がことなることを理由に差別をしているとみなすことができる。

そこで、上記理由に基づき、憲法裁判所は歳入法典 57 条の 3 及び 57 条の 5 が憲法 30 条に違反するか又は抵触すると判断した。

## 9 憲法裁判所 2556 年 4 号

本件の審理は、刑事裁判所からの申立てによって開始した。

検察は、警察中将ソムキット・ブンタノム他計 5 名を刑事裁判所に殺人等の罪で起訴した。その後、検察は 2535 (西暦 1992) 年刑事事件における国際協力法に基づき、カンボジア及びサウジアラビアの裁判所で係争中のスイットチャイ・ゲーオパルック警察中将証人として申請した。

これに対し被告人 5 人は、刑事事件における国際協力法 12 条 (2)、37 条及び 41 条が憲法 26 条 (国の権限行使と人権)、29 条、40 条 (司法手続きにおける権利) に違反するとして、憲法裁判所での審理を求めた。

その理由として次のものを挙げる。すなわち、刑事事件における国際協力法 12 条 (2)、37 条及び 41 条に基づく証拠収集、証拠調べ手続に関する規定がなく、また憲法上もそのような規定はないので、外国裁判所における証拠調べに行くことができない。さらに、本法に基づいて得られた証拠は法律に基づき訴訟において採用されるとみなされるので、当該規定は不公正であり、被告人の権利と自由に反する規定であるとする。

刑事裁判所は、211 条に基づき憲法に基づき審理するために憲法裁判所に申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、刑事事件における国際協力法 36 条、37 条、38 条、39 条は刑事事件における国際協力要請の原則と手続について定めているのみであり、法の支配の原則に反しないととも、個人の権利・自由又は司法手続における権利を制限するものではないので、憲法 3 条 2 項、29 条及び 40 条 (2) (3) (4) (7) に反しないとした。

41 条は、本法に基づいて得られた証拠は法律に基づき採用される証拠であるとし、被告人が精査又は知ることでできる機会がない外国の裁判所で原告が収集した証拠に拘束されることとなる。刑事訴訟法典 227 条及び 227 条の 1 により、裁判所には被告人が反対尋問をする事ができない証拠についてどの程度重きを置くかについては裁量が認められているとは言え、憲法 40 条 (2) (3) (4) (7) で保障・保護されている司法手続における権利の点からすると、被告人にとっては不公正である。

そこで、上記理由に基づき、憲法裁判所は、刑事事件における国際協力法 12 条 (2) は憲法 3 条 2 項、憲法 29 条及び憲法 40 条 (2) (3) (4) (7) に反すると判断した。

## 10 憲法裁判決仏暦 2556 年 5 号

本件の審理は、国会オンブズマンからの申立てにより開始された。

ウィシット・ラオープンラン他 2 名からの申立文書によると、3 人が役員をしているアーリヤー・プロパティ株式会社が著作権法違反に関連して捜査され、コンピューター、CD、その他関係する物が押収された。その後、タイ警察犯罪撲滅局から役員すべてを容疑者とする召喚状が届いた。仏暦 2537（西暦 1994）年著作権法 74 条は、法人が著作権法違反をした場合に

おける当該会社役員の刑事責任について定める規定であり、それによると、告訴人が申立人の行為や意思について何ら証明することなく、当該会社の役員であることにより違法であることが推定される。また、この規定は立証責任を転換して、違法であることを免れるためには会社の行為について自らが知らなかったか又は承認しなかったことを証明する必要がある。当該規定は、刑事事件において個人の状況を要件として容疑者又は被告人の違法を推定し、役員等を権利・自由を制限される状況下に置く。これは法の支配に反し、また無罪推定を定める憲法 39 条 2 項に反するので、国会オンブズマンに対し憲法 245 条 (1) に基づき憲法裁判所への審理を申し立てるように請求があった。

国会オンブズマンは検討の結果、次のような見解に至った。すなわち、憲法 39 条 2 項は無罪推定に関する規定であり、刑事責任に関する個人の権利・自由についての重大な原則であり、原告は被告人が法律に違反したとの立証をする責任を伴うものである。しかし、著作権法 74 条は他人の違反を要件として、法人役員の刑事責任違反を推定しており、また証明責任を役員等に転換している。その他、当該規定は適切な証拠がなくとも役員等を容疑者又は被告人にしてしまう。これらから、当該規定は憲法 29 条 2 項に照らすと問題があるので、国会オンブズマンは著作権法 74 条が憲法 29 条 2 項に違反するか否かを審理するために憲法裁判所に意見を添えて申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、著作権法 74 条は、法人の役員すべてが法人と共同して違法行為をしたとすることにより事件を処理する目的を有しており、当該規定は、容疑者又は被告人の行為や意図について明らかにする事なく、容疑者又は被告人の刑事責任違反を推定しており、法の支配及び憲法 39 条 2 項に反するか又は抵触する。

そこで、上記理由に基づき、憲法裁判所は、著作権法 74 条は憲法 39 条 2 項に違反又は抵触するため、憲法上の問題を有し、また第 6 条に基づき適用することはできないと判断した。

## 11 憲法裁判決仏暦 2556 年 10 号

本件の審理は、サラブリー県裁判所からの申立てにより開始した。

ティー・ティー・アンド・ティー株式会社は刑法典 83 条、84 条、86 条、91 条、334 条又は 357 条、及び、358 条、並びに仏暦 2544（西暦 2001）年電気通信法 44 条、72 条及び 78 条に基づき、トリプルティー・インターネット株式会社（被告人 1）及びその他 10 人（被告人 2 から 11）をサラブリー県裁判所に訴追した<sup>3)</sup>。サラブリー県裁判所は訴追内容を審理した結果、刑法典 334 条、357 条及び 358 条並びに電気通信法 44 条、72 条及び 78 条に照らして根拠があるとして、当該事件を受理した。

被告人全員は否認するとともに、被告人 3 から 11 は、電気通信法 78 条について、サラブリー県裁判所に対して、憲法 211 条に基づき憲法裁判所による審理を請求するよう申し立てた。申立てによると、電気通信法 78 条は、訴追者が被告人の行為又は意図を何ら証明することなく、役員という地位に基づき違反が推定され、また法律が定める構成要件に関する事実ではなく、他人である法人の違反を要件として当該法人の役員の違反を推定するのは、法の支配の原則に反する。また、役員を容疑者又は被告人に陥れることにより刑事手続に巻き込み、権利及び自由の制限を免れ得なくしている。それゆえ、電気通信法 74 条は憲法 39 条 2 項、40 条（5）及び 30 条に違反すると主張した。

サラブリー県裁判所は、電気通信法 74 条は事件に適用する法律であり、かつ憲法裁判所において未だ審理されたことがないことを理由に、憲法 211 条に基づき、憲法裁判所での審理を申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、電気通信法 74 条は事前に被告人の行為や意思を訴追者により何ら証明することなく、被告人の刑事責任違反を推定する効果を有する推定規定である。また、他人の違法を条件として、被告人の違法を推定し、刑事罰を受けなければならないとする。そして刑事罰を免れるためには、当該行為について知らないか又は承認していないことを自己で証明しなければならない。これは立証責任の転換が行われている。当該規定は、事実に基づく推定ではなく個人の状況を要件として刑事事件における容疑者及び被告人の違反を推定

---

3) タイでは、刑事訴訟法典 28 条 2 号により、被害者による訴追が認められている。

しおり、刑事事件において訴追者が被告人の違反について立証責任を負うという原則にも反している。さらに、役員を容疑者又は被告人に陥れることにより刑事手続に巻き込み、権利及び自由の制限を免れ得なくしている。

そこで、上記理由に基づき、憲法裁判所は、電気通信法 74 条は憲法 39 条 2 項に反し、第 6 条に基づき適用できないと判断した。

## 12 憲法裁判決仏暦 2556 年 11 号

本件の審理は、第 5 管区控訴裁判所からの申立てにより開始した。

ランパーン簡易裁判所検察官事務所に所属する検察官は、キットインナート・スワンナルートを娯楽場経営の許可が付与された会社であるモットイム・エンターテインメント株式会社の役員であることに基づき、営業時間中の娯楽場への武器持ち込みを許した事に基づき、ランパーン簡易裁判所に起訴した。その後、最高裁判所が第 5 管区控訴裁判所に事件を差し戻した。仏暦 2509（西暦 1966）年娯楽場法 28 条の 4 は、違反者が法人の場合、法人の違反行為に関与していないことを証明しない限り、役員等は刑事罰を受けると規定している。当該条項は、憲法裁判決仏暦 2555 年 12 号において、憲法 39 条 2 項に反すると判示された、直接販売直接市場法 54 条と構造が同じであることから、第 5 管区控訴裁判所は、憲法 211 条に基づき、憲法裁判所での審理を申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、娯楽場法 28 条の 4 は、法人の役員が法人と共同して違法行為をしたとすることにより事件を処理する目的を有しており、当該規定は、容疑者又は被告人の行為や意図について明らかにする事なく、容疑者又は被告人の刑事責任違反を推定している。また他人の違法を条件として、被告人の違法を推定し、刑事罰を受けなければならないとする。当該規定は、事実に基づく推定ではなく個人の状況を要件として刑事事件における容疑者及び被告人の違反を推定しており、刑事事件において訴追者が被告人の違反について立証責任を負うという原則にも反している。さらに、役員を容疑者又は被告人に陥れることにより刑事手続に巻き込み、権利及び自由の制限を免れ得なくしている。

そこで、上記理由に基づき、憲法裁判所は、娯楽情報 28 条の 4 は憲法 39 条 2 項及び 3 条 2 項（公的機関の法原則遵守義務）に反し、第 6 条に基づき適用できないと判断した。



### 13 憲法裁判決仏暦 2556 年 13 号

本件の審理は、中央行政裁判所からの申立てにより開始した。

チャロー・ラップトーンら 3 人は、地方水道局による水道管施設に伴う土地侵犯によって発生した損害の賠償を請求するために、中央行政裁判所に地方水道局を訴えた。

訴えられた地方水道局は、仏暦 2522（1979）年地方水道局法 30 条は直径 80 センチメートル未満の水道管施設の場合には補償する必要がない定めているとともに、同種の事件が裁判所に提起されているが、不法行為を認定されていないと主張した。

中央行政裁判所での審理中、原告 1 および原告 2 は、補償することなく私人の財産を使用する権限を与えている、地方水道局法 30 条が憲法 41 条（財産権の保護）に反するか否か憲法裁判所でできるよう、中央行政裁判所に申し立てた。

中央行政裁判所は、地方水道局法 30 条は事件に適用する法律であり、かつ憲法裁判所において未だ審理されたことがないことを理由に、憲法 211 条に基づき、憲法裁判所での審理を申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、直径 80 センチメートル未満の水道管施設の場合には補償する必要がないとする地方水道局法 30 条は、土地所有者又は占有者の財産に関する権利を制限又は剥奪している規定であるとして、憲法 29 条に一致しない規定であるとする。また、人民に必要以上の負担を課すものであり、国家が人民の財産権を保護・保障しなければならないという、自由民主政体統治の基本原則に一致しない。もし、国家が人民の財産権の剥奪に踏み込むならば、国家は必要に応じて公正に補償金を支払うことに責任を有しなければならない。

そこで、上記理由に基づき、憲法裁判所は、地方水道局法 30 条は憲法 41 条、3 条 2 項、29 条に違反し、第 6 条に基づき適用できないと判断した。

### 14 憲法裁判決仏暦 2556 年 19 - 20

本件の審理は、サラケーウ県裁判所及びミンブリー県裁判所からの申立てにより開始した。

両事件の被告人から、仏暦 2518（西暦 1975）年肥料法 72 条の 5 は、事

前に被告人の行為又は意思について原告による証明がなされることなく被告人の違法が推定される効果を有する推定規定であり、また他人の違法を条件として、被告人の違法を推定し、刑事罰を受けなければならないとする。当該規定は、事実に基づく推定ではなく個人の状況を要件として刑事事件における容疑者及び被告人の違反を推定しおり、刑事事件において訴追者が被告人の違反について立証責任を負うという原則にも反している。さらに、役員を容疑者又は被告人に陥れることにより刑事手続に巻き込み、権利及び自由の制限を免れ得なくしている。それゆえ、両事件の被告人は、肥料法 72 条の 5 が憲法 39 条 2 項、憲法 40 条 (5) 及び 30 条に違反するか否か憲法裁判所で審理するため、憲法 211 条に基づき憲法裁判所で審理することを申し立てるよう、サラケーウ県裁判所及びミンブリー県裁判所に申し立てた。

サラケーウ県裁判所及びミンブリー県裁判所は、肥料法 72 条の 5 は事件に適用する法律であり、かつ憲法裁判所において未だ審理されたことがないことを理由に、憲法 211 条に基づき、憲法裁判所での審理を申し立てた。

憲法裁判所は審理の結果、次のような見解に至った。すなわち、肥料法 72 条の 5 は事前に被告人の行為や意思を原告により何ら証明することなく、被告人の刑事責任違反を推定する効果を有する推定規定である。また他人の違法を条件として、被告人の違法を推定し、刑事罰を受けなければならないとする。当該規定は、事実に基づく推定ではなく個人の状況を要件として刑事事件における容疑者及び被告人の違反を推定しおり、刑事事件において原告が被告人の違反について立証責任を負うという原則にも反している。さらに、役員を容疑者又は被告人に陥れることにより刑事手続に巻き込み、権利及び自由の制限を免れ得なくしている。

そこで、上記理由に基づき、憲法裁判所は、肥料法 72 条の 5 は憲法 39 条 2 項に反すると判断した。

## まとめにかえて

これまで憲法裁判所により違憲と判断された 14 件の事件の概要を見てきた。そこでは、刑事司法手続における同種の問題が原因で多数の違憲判断が出されている (6, 10, 11, 12, 14 事件)。法人による法律違反行為

を防ぐために役員の責任を推定するという手法が司法手続における被告人の権利・自由を侵害すると判断されたからである。目的を達するために手段を選ばない、タイの立法傾向の一端が垣間見える。

憲法裁判所への申立ての主体別の件数であるが、裁判所が8件、国会オンブズマンが6件である。合憲判断がなされている判決を検討していないので一概には論じられないが、法令の違憲審査において国会オンブズマンの役割が大きいことが見て取ることができる。国家人権委員会からのものがまだ現れていないが、2007年憲法において初めて認められてので、今後このルートからの申立てから違憲判断がでるのか注目される。

最後に男女平等に関連して違憲判断が2件出されている。1件は夫婦の氏に関連したものであった。タイの場合、夫の氏を強制する形式であるため、容易に男女平等違反、女性差別という結論に導くことができたと考えられる。現在、同判決の結果を受けて、夫婦別姓が採用されている。男女平等、女性差別の観点からすると、民商法典1516条が定める離婚原因のうち、不貞行為の要件が男女で異なっている。すなわち、不貞行為の相手方が、夫の場合既婚女性に限定されているのに比べて、妻の場合は既婚、未婚が問われていない。2007年改正以前は妻の不貞行為のみが離婚請求原因となっており、憲法違反が疑われたので、違憲判断が出される前に改正した経緯がある。そのような経緯がありながらも、男女において異なる要件と読むことができる規定の仕方を採用した理由は今後の研究課題であるが、いつ、誰により当該条文の憲法問題の判断が求められるかが注目される。

本研究は、鮎京正訓（研究代表者）「比較法から見たミャンマー憲法裁判所—民主化過程における意義と役割—」（JSPS 科研費 JP25285003）の助成を受けたものです。

